

太陽光発電設備に係る農地転用における注意事項

周南市農業委員会

令和8年4月1日に、周南市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）が施行され、事業計画から撤去・処分に至るまでの太陽光発電設備の適正な設置及び管理について必要な事項が定められました。

太陽光発電設備に係る農地転用に際しては、条例を遵守するとともに、以下の注意事項にご留意ください。

1 事前相談等

事前相談の際には、現地調査ができる程度の土地利用計画図、公図、位置図等を提出してください。公図を除いて、作成する図面はA4判で統一してください。

2 周辺への配慮

- (1) トラブル防止のため、隣接農地との水のやりとり、フェンスの位置や高さ、反射や音による影響など、当該設置予定の土地所有者のみならず、隣接地など周辺の土地所有者や耕作者など影響があると思われる方々に対し、条例に規定された説明会を開催し、市との事前協議の結果を反映した事業計画の内容を説明し、周辺関係者の理解が得られるよう努めるとともに、周辺関係者からの質問や意見を踏まえ、必要な措置を講ずるよう努めてください。
- (2) 境界ギリギリにフェンスを設置された場合、草刈りがやりにくくなった、トラクターが通れなくなったなど問題となる場合があります。また、境界が道路法面や水路等に接している場合は、法面から約1m程度、水路から50cm程度は離してフェンスを設置してください。フェンスの設置位置は、営農条件に支障を及ぼすおそれがない距離を確保することとしてください。トラブル防止の観点から事前によく隣接所有者とは協議を行い、フェンスを控えて設置の計画とするなどの配慮をお願いします。
- (3) 設置後は、定期的な草刈り、隣接の法定外公共物の里道、水路の維持管理をお願いします。あわせて、地元の草刈り、溝掃除など地域の関係者等との協議、ご協力をお願いします。
- (4) 除草剤を使用する場合は、周辺農地へ影響のないものを使用してください。

3 固定資産税額が変わる場合があることなどの周知

転用後には固定資産税が変わる場合があることなどについて、特に、賃貸借、使

用貸借の場合には当該設置予定の土地所有者に理解してもらってください。

4 行政庁への必要な申請手続

道路、河川、法定外公共物の占有等の許可その他の行政庁の免許、許可、認可等の処分が必要な場合はその申請手続をしてください。

5 周南市建築指導課への相談

建築指導課（開発指導担当）に届出の相談をしてください。

6 工事用の搬入路や運搬方法

- (1) 工事用の搬入路や運搬方法を教えてください。
- (2) 公道に面していない場合や道路が狭いなどの理由でほかの土地を通る場合は、その土地の所有者等の了解を得ておいてください。
- (3) 搬入路が農地の場合は、その農地の一時転用が必要です。

7 排水路の対応

- (1) 既存の暗渠排水については、十分な現状確認をして土地利用計画図に記載し、できる限り排水管上に工作物を設置しないでください。
- (2) 工事等で方が一支障があった場合、申請者の責任において復旧するなど、周辺農地に影響を及ぼすことがないようにしてください。
- (3) 開渠、暗渠ともに水路の維持管理、水閘（すいこう）の維持管理など、周辺農地に影響を及ぼすことがないようにしてください。

8 事前相談や地域の意見等への対応

転用事業者から事前相談があったとき、地域住民から反対意見が寄せられたときその他隣接地など周辺の土地所有者や耕作者、周辺住民等とのトラブルが懸念されるときは、申請の受付前であっても農業委員、農地利用最適化推進委員及び事務局職員による現地調査を行った上で、周辺の土地所有者や耕作者、近隣住民等への聞き取り調査等を行い、条例に規定された説明会の実施の状況、周辺への影響やその配慮等の課題について確認し、条例の所管課と情報共有するとともに、それらの解決に向けて指導・助言を行うことがあります。

9 申請の受付

- (1) 申請受付は、毎月 20 日（20 日が休日の場合は直近の平日）締めです。
- (2) 申請受付は、条例に規定された事業計画の届出がなされた後とします。農業委員会事務局から担当課に対し、事業計画の届出の内容を確認します。

- (3) 申請時に、①位置図、②付近見取図、③土地の登記事項証明書(登記簿謄本)、④公図の写し、⑤事業計画書、⑥土地利用計画図及び排水計画図、⑦施設の平面図及び立面図、⑧資金計画書並びに資力及び信用があることを証する書面、⑨被害防除計画書、その他「転用許可申請のために必要な個別書類等(転用目的:太陽光発電設備)」に記載の書類はすべて添付してください。
- (4) 作成して添付する図面はA4判で統一してください。
- (5) 申請書提出後、農業委員、農地利用最適化推進委員及び事務局職員による現地確認や条例に規定された説明会の開催により周辺住民等に十分な説明がなされているか等の確認を行い、申請書を受理するか否かの判断をします。その判断によっては、申請の取下げを依頼する場合があります。
- (6) (5)の申請の取下げを依頼したが、取下げが行われなかったときには、そのままの内容で農業委員会の総会に上程しますが、審議の結果により不許可とすること又は周辺住民等に十分な説明がなされていないと判断される場合、解決すべき課題が残っていると判断される場合その他の農業委員会が必要と認める場合は、それらが解決されるまでの間、継続審議とすることがあるので、ご注意ください。

10 事業計画書作成の特記事項

- (1) 事業計画書に、パネルの面積(角度を考慮しないもの)と水平投影(設置)面積、発電能力及び発電(申請)出力を記載してください。計算式もお願いします。

$$\text{パネル面積} = \text{縦} \times \text{横} \times \text{枚数} = \bigcirc \text{m}^2、$$

$$\text{水平投影(設置)面積} = \text{縦} \times \text{横} \times \cos \bigcirc^\circ \times \text{枚数} = \bigcirc \text{m}^2、$$

$$\text{パネル1枚当たり発電力} \times \text{枚数} = \bigcirc \bigcirc \text{kW}、$$

$$\text{パワコン} \bigcirc \bigcirc \text{kW} \times \bigcirc \text{台} = \bigcirc \bigcirc \text{kW} \text{ など}$$

- (2) フェンスを設置する場合は、その設置を明記してください。
- (3) 太陽光パネルの設置角度がわかる図面(標準断面図、立面図など)、パネルとパワコンの型番や1枚のサイズ・容量がわかるもの(カタログのコピーなど)も提出してください。

11 FIT制度等・事業計画認定書又は売電契約書の写しの添付

- (1) FIT制度(経済産業省の再生可能エネルギーの固定価格買取制度)、FIP

制度（市場価格と連動する売電収入に加えてプレミアム（補助金）が上乗せされる制度）その他の国の制度（以下「FIT制度等」といいます。）に関する事業の場合は、FIT制度等の事業計画認定書又は申請書の写し（旧設備認定ではない）を添付してください。

(2) FIT制度等に関係しない場合（「非FIT」といいます。）は、売電契約書の写しを添付してください。

12 事業計画の内容に変更が生じる場合の対応

事業計画の内容に変更が生じる場合は、事業計画変更承認申請又は許可申請のやり直しをしてください。

13 完了報告書の提出

施工が完了した場合は、速やかに事業完了報告書を提出してください。

14 第三者への権利移動

許可後、権利を第三者に移動する場合は、本申請に関わる事項について、必ず継承してください（条例第14条）。

15 苦情への対応

工事中、完了後を問わず、隣接農地及び周囲の農地所有者等から苦情があった場合は、誠意をもって協議し、解決するようにしてください（条例第4条）。

16 関係規範（地域住民の理解を得ることに関する箇所の抜粋）

(1) 事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）（資源エネルギー庁）

ア 事業計画作成の初期段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するように努めること。【11頁】

イ 自治体や地域住民に事業の実施についての理解を求め、地域と共生した形で事業を実施することが重要である。【6頁】

ウ 本ガイドラインで遵守を求めている事項に違反した場合には、認定基準に適合しないとみなされ、再エネ特措法第12条（指導・助言）、第13条（改善命令）、第15条（認定の取り消し）、第15条の6（積立命令）、第15条の11第1項（返還命令）に規定する措置が講じられることがあることに注意されたい。

なお、努力義務として記載されているものについても、それを怠っていると認められる場合には、再エネ特措法第12条（指導・助言）等の対象となる可能性がある。【3頁】 ※再エネ特措法：再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法

(2) 太陽光発電の環境配慮ガイドライン（環境省）

立地検討段階で、地域住民等に対し、太陽光発電施設の設置を計画していることを周知することは、事業を円滑に進める上で必要です。【8頁】

(3) 周南市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例・規則（周南市）

ア 事業者は、周辺関係者と良好な関係を保つよう努めなければならない。【条例第4条】

イ 事業者は、（中略）周辺関係者に対し説明会を開催しなければならない。【条例第8条】

17 農業委員及び農地利用最適化推進委員への相談

各地区の農業委員や農地利用最適化推進委員を紹介しますので、農地等を転用して太陽光発電設備の設置を検討されている場合は、周南市農業委員会にお問い合わせください。

また、条例に基づく説明会の開催日程や場所を農業委員会事務局までお知らせください。事務局から各地区の農業委員や農地利用最適化推進委員へ情報提供いたします。